

予算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 平成24年3月6日（火曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	藤 田 修 一 君		
副 委 員 長	森 弘 美 君		
委 員	久 慈 修 一 君	坂 本 豊 君	
	久 慈 省 悟 君	青 木 倉 元 君	
	山 舘 清 剛 君	木 村 修 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税 務 課 長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	濱 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	川崎 清 春 君
議会事務局 主幹	中川 孝 治 君

---

○会議に付した事件

1. 議案第14号 平成24年度蓬田村一般会計予算案
2. 議案第15号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
3. 議案第16号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
4. 議案第17号 平成24年度蓬田村老人保健特別会計予算案
5. 議案第18号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
6. 議案第19号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計予算案
7. 議案第20号 平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
8. 議案第21号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

---

○議事の経過概要

午前9時45分 開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第14号平成24年度蓬田村一般会計予算案を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、27ページまでの歳入全般について質疑を行います。なお、質疑は簡潔にお願いします。坂本委員。

○坂本委員 27ページの収入のところ、防災無線の予算が載っていますね。これについてちょっと質問をいたします。

今回子局を設置するという件ですけれども、屋内にいる場合は無線放送というのはスピーカーが近くにあっても聞こえない場合がほとんどです。最近では気密性の高い住宅のためになおさら聞こえにくいということが現実であります。そこで、個別の受信機の話で以前にもしたことがあります。ただ、工事費が6,000万円ほどかかるということで、なかなか事業には踏み切れなかったわけです。議会でも北海道へそういう視察をした経

緯が十七、八年前に私、記憶しております。子局をふやすことで必ずしも聞こえるということとは100%ないわけですが、今後大きな災害が発生した場合に、個別の受信機があれば、私は効果が大きいと思います。以前、このスピーカーが取り付けられているのが瀬辺地の開拓の長谷川さん宅にあるのを私、覚えていますが、そこにいますと、はっきり部屋に取りつけられておりますので、放送が鮮明に聞こえるわけですね。そういうふうに、各家庭にスピーカーをつける。そういう事業というのは、私は今後は必要ではないかと思うわけですが、それについて答弁をお願いしたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 お答えいたします。

一番確実に放送内容を伝わるようにするにはやはり屋外子局プラス個別受信機があれば本当は一番望ましいんですけども、それぞれ屋外子局の場合も、それから個別受信機の場合もそれぞれ長所と短所がありまして、具体的に言いますと、個別受信機の場合、ほかの町村の例を見ますと、確実に聞こえるんですけども、あんまりうるさくて、受信機をつけている家庭で、電源を切って、聞こえなかったというふうなこともあります。いずれにしても、本当は両方あればいいわけです。

具体的には、東郡管内では、平内町がたしか両方屋外子局と、個別受信機ということでそれを今整備している最中というふうに聞いていました。あとは、ちょっと離れたところでは、中泊町でも両方整備しているというふうに聞いております。いずれにしても、両方あれば一番望ましいんですけども、財源的な面もありますので、まずは屋外子局は来年度、今年度2局、それから来年度8局を整備したいというふうに考えてございます。以上でございます。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 子局をつくることには何も異論がありません。蓬田村で個別受信機を仮につける事業費というのは幾らぐらいになりますか。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 具体的な建設費の事業費については、今手元にございませんですけども、前にたしか調べた記憶がありますので、後ほどお知らせしたいと思います。以上でございます。

○藤田委員長 坂本委員。

○坂本委員 前に同じ質問で聞いたときは6,000万円ほどという話があったわけですね。

それで、消防の今廃止になっている防災無線のトランシーバーみたいなものを使う事業がありましたよね。あれと同じくらいの予算があればできたということになって、あれは結局ほとんど使い物にならないで、廃止になったわけですが、今後、自民党の時代にも、緊急雇用対策とか、いろいろな経済対策事業で数億円のお金が村に来たことがあるわけですが、仮にそういう補助事業等があれば、優先して私はやるべきではないかと思うわけですが、それについてどういう考えを持っているのか、総務課長及び村長でもよろしいので、答弁を最後をお願いします。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 個別受信機につきましては、今回の東日本大震災を受けまして、国の方では役場と避難場所をつなぐ、そういうふうな個別受信機の設置とかの補助事業はございます。それ以外の一般住民を対象にした個別受信機は現在のところ、補助事業はございません、たしか。もし、間違っていれば訂正したいと思います。

ですから、今回の場合も含めて一番有利な起債、過疎債を充当して実施していかざるを得ないというふうに考えてございます。以上でございます。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。久慈修一委員。

○久慈修一委員 17ページをお願いいたします。

17ページの一番下の12款の使用料及び手数料総務使用料であります。2節のところにコミュニティバス使用料とございます。平成23年度は当初予算を見ましたら135万円、このコミュニティバスの管理の仕方でいろいろ移動があるかと思うんですが、コミュニティバスを今後は4月1日から村が運行するというふうに説明を受けておる割には、この使用料が少ないように思うんですが、これはどうしてでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 この18万6,000円相当の使用料は、利用者数に換算しますと155人を見込んでございます。現在、コミュニティバスの使用料につきましては、障害者及び75歳以上の方についてはたしか無料にしてございます。それからあと年々利用者数が減ってございます。利用している方のほとんどが蓬田診療所に通院するための患者さんの方が大多数でございます。ですから、そういうふうな状況を踏まえて、この155人を見込んでございます。ちなみに昨年度、現在はコミュニティバスの運転業務は蓬田アシスト株式会社の方に委託してございますけれども、使用料につきましては従来どおり、現在も役場の方に受け入れしているということでございます。以上でございます。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

次に、歳出に入ります。議会費、総務費で、28ページから44ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 まず34ページ、お願いいたします。

ここに8目の企画費がございまして、1の報酬に長期総合計画審議会委員報酬、それから11の需用費の印刷製本費に長期総合計画印刷製本費というふうに掲げられております。私ども、ちょっと長期総合計画の進行状況というのは情報として入っていないのでありますけれども、今年度と来年度の進行状況というんですか、どういうふうな形でこれが進んでいくのかお伺いしたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 現在、蓬田村長期総合計画の基本構想並びに基本計画につきましては、策定の作業を進めてございます。昨年第1回の長期総合計画審議会を開催しております。それから第2回目の長期総合計画審議会を今月の7日に開催する予定で現在進めてございます。作業につきましては、住民のアンケート調査を昨年行いまして、そのアンケート調査の結果を踏まえて、基本構想並びに基本計画の方を策定して、そのたたき台が現在できましたので、今月の7日の審議会の方に提案する予定でございます。それからあと、その提案を踏まえてさらに意見をいただきながら、審議会を開いて、それで最終的には平成24年度の6月議会に提案する方向で現在作業を進めてございます。これとタイアップして、現在、蓬田村国土利用計画の策定も一緒に進めておりますので、それも並行して6月議会の方に提案していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、民生費、衛生費、労働費で、44ページから55ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番山館委員。

○山館委員 54ページのふれあいセンター費について、関連もありますけれども、お伺いいたします。

2月13日の臨時議会において、二重管方式の管の引き上げの事業が可決されて、実行されたようでございまして、きのう温泉に行ってみたら、何かまた再開されて、源泉を利用した温泉を活用しているということを知って、大変喜んでいる次第でございます。しかしながら、この温泉の事業費について若干伺いたいと思います。二重管方式の引き

上げについてかかった費用が370万円、この内容について、例えばこの件についてある議員から配管の処分についてなどの話も「売ったら幾らぐらいになるんでないか」という話もございました。その件からいきまして、内容的なものについてご説明していただきたいと思います。というのは、工事費の内容ですね。全く中身がわからないわけですし、370万円という金額の中には工事をどのような格好で、内容的になっているのか。

それから、この今入れかえた時期においては、ポンプの故障によって、ポンプを入れかえすると。そのついでにやると経費の負担が安くなるという話もございましたので、どの程度、どこの辺で安くなっているのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 休憩をお願いします。

午前10時01分 休憩

---

午前10時02分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 今の山館委員の質問に対して、詳しい資料を作成の上、後日配付いたしますので、よろしくをお願いします。

○藤田委員長 5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 54ページ、9目ふれあいセンター費の中で、13節の委託料の件で少しお伺いいたします。

蓬田村ふれあいセンター指定管理料として1,700万円計上しておりますけれども、昨年までは900万円だったと思います。そこで伺いますが、急に1,700万円になったその内訳と、あとふれあいセンターの運営者側の方から、創意工夫がなされて、この1,700万円になったのか。また、専務並びに前回ここにおいでいただいて、さまざまな状況を説明していただきましたけれども、1,700万円というこの金額は、本当に妥当なのか、私は少し疑問に思っております。そこで、この内訳を詳しく説明していただきたいと思います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 1,700万円についてでありますけれども、これについては、温泉を

管理しているアシスト側では、5カ年計画を作成してございます。それによりますと、前にも説明はしていると思えますけれども、平成24年度については1,700万円が必要であるというふうになっております。その中身については、売り上げそのものが2,500万円ぐらい、そのあと経費の中では給与、手当等が1,740万円、それから水道光熱費が472万円、それから燃料費が1,100万円、その他となっております、差し引いたものが1,700万円ということで1,700万円がこれから先かかるであろうということで決めたものでございます。

それで、去年が900万円でありますけれども、先回の補正で温泉に関しては200数十万円を追加しているはずでございます。それを合わせますと1,200万円ぐらいになるのかと思えますので、その差は500万円ぐらいというふうになってございます。

また、収入の方でございますが、入浴料は、ご承知のとおり年々減っているということで算定してございました。以上です。

○藤田委員長 5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 今課長から答弁ございましたけれども、昨年900万円の分の委託料、マイナスの部分、それから給与等のふえた人数の部分、そういう感じで恐らくそういう説明だろうと思うんですが、ただ、これの分とこの分を足せば大体これぐらいの金額になるという大まかな説明なのかなというふうに思うんですけれども、入浴者数をどのようにしてふやして、そしてまた村からの持ち出しをできるだけ少なくしていこうと、そういう創意工夫や自助努力というものが見当たらないようにお見受けするわけですが、そういう点では、やはり村としてふれあいセンター、アシスト側の方にももう少しその辺の計画というのやはり意見としてしゃべっていくべきだろうと。それも努力はしているとは思いますがやはりその辺の双方の意見交換みたいなのは交わし合っているのでしょうか。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 先回の12月の議会でも説明はいたしておりましたけれども、アシスト株式会社では、社員一丸となって入浴者数をふやすように頑張っているはずでございます。

それから、聞いているところによりますと、今月中でございますが、社員と入っているテナントの方々と集まりまして、またさまざまな検討をしていくというふうには聞いてございます。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。4番坂本委員。

○坂本委員 同じく54ページのふれあいセンターの件でお聞きしますけれども、ふれあいセンターの赤字が顕著になって、恒常化する予算計画が出されたわけですが、一つの収入を上げる工夫として、やはり安く入浴してもらおうということも一つの手ではないと思います。入浴料金が今現在350円ですから、仮に300円とか、290円にして大幅な値引きをして、客をふやすという方法も一つの方法ではあるわけですが、2人、3人というふうに大量に家族が来られるような状況をつくれば、割と青森市などからも今ライバルが非常に多くなっているの、そういう集客が見込めるのではないかと。そして赤字の分は役場でこのように補てんするわけですから、一度、そういう方法というのも考えられないのか。そして、入浴料金については、役場で価格決定については介入しているのか、できるのか、そういう2点についてお伺いします。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 価格については、ちょっと休憩してもらっていいですか。

○藤田委員長 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

---

午前10時14分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 利用料金については、限度額を村で定めております。その金額が大人が420円、それから中人6歳以上から15歳未満が140円、小人6歳未満が60円と、その範囲内で指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるというふうになっておりますので、村と指定管理者との協議において決定できるということでございます。よって、下げるのは、それは今話をしたとおり、下げることは可能でございます。

○藤田委員長 4番坂本委員。

○坂本委員 料金が高いと収入もふえるわけですが、その高いのがネックになって、やはり2人、3人と家族がそろって温泉に行くというのが贅沢になっちゃって、なかなか足が向かないということでもあります。よって、料金を下げるという宣伝がなされて、よもぎ温泉は非常に料金も安くて、温泉の質もいいという宣伝が口コミで広まれば、お客さんがふえれば、ジュース類の販売もふえて、収入増にもつながるので、そのくらい

(テープNo. 1 A面からB面)

真剣に料金引き下げで、お客さんをふやすということも検討していただけますか。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 検討とかについては、村長とも話し合いをしてどのようにするか考えたいと思います。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 同じページの11節をお願いいたします。

ふれあいセンター費の修繕費で100万円を見込んでおります。これはどこの部分をどのように修繕するのかお聞きいたします。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 建物は、もちろんご存じのとおり役場の村のものでございますので、そういうところの小破修理についてです。以上です。

○藤田委員長 5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 今の答弁ですと、その100万円のどこの部分を修理するというのに少しわかりにくいので、ただ、村管理の建物ですから、大ざっぱに言えば村が悪い部分を直すと。その悪い部分というのはどこなのかというのを聞いておりますので、屋根なら屋根とか、そういうふうに答えていただければ助かるわけですが。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 小破修理というのは、例えばドアが壊れたとか、窓が壊れたとか、まずそういうものでございます。特別どこどこが壊れているから予算を見たものでなくて、これから平成24年度に入って、もし壊れた場合は緊急に直さなければならないということで見ている予算でございます。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 46ページをお願いいたします。

3款の民生費1項社会福祉費のところでございますけれども、この一番上に、蓬田村社会福祉協議会自動車購入助成金というふうになっております。説明の中では、ヘルパー用のものだということで有償運送にも活用しますというふうになってございます。これは幾らの車を買って、幾らの補助で230万円というふうになっているのかお知らせ願

います。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○濱田健康福祉課長 これは230万円というのはあくまで予算でございまして、これから社会福祉協議会の方で入札やるなり、見積もり合わせをやるなりして決めていくものと思います。そして、230万円というのは最大の金額でございまして、250万円かかったとしても230万円と。それで未満であれば未満であったなりで、後から返還してもらおうと。その目的のためのものでございまして。ということでございます。

○藤田委員長 1 番久慈修一委員。

○久慈修一委員 12月補正でも漁協の燃油等の運搬車の車庫の問題でもこの補助率の問題が出てきました。230万円満額なのかどうか、あるいは別な財源をもって社会福祉協議会がもっと例えば300万円の車を買うのか、これは私どもが議論すべきところではないのかもしれませんが、やはり村が補助するに当たっては、やっぱり補助率というものを考えないと、めちゃくちゃになってしまうと。事業によってというか、対象となる団体なり、そういったものによって補助率が変わってくるというのは、ある意味不公平な部分も出てくるというふうに私は思うのであります。ですので、この補助金の助成金の計上に当たっても、補助金等審議委員会の意見をいただいたと思うんでございますけれども、その辺の意見はなかったのでしょうか。

それと、審議委員会ではいくらの価格が妥当だとかという答申があったと思うんですよ。その答申の内容というものがあれば、お知らせ願いたいと思うんです。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 今回の蓬田村社会福祉協議会の自動車購入補助金につきましては、蓬田村の補助金等審議会の方に諮問いたしまして、答申はいただいております。額につきましては、予算計上しております230万円で答申をいただいております。たしか、そういうふうに記憶しております。特別これにつきまして審議会の委員の方から意見、交付の仕方とか、使い道とか、そういうふうな具体的な意見はこの答申の中には出ていなかったというふうに記憶しております。以上でございます。（「いいです。わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、農林水産業費、商工費で、55ページから64ページまでの質疑を行います。8番木村委員。

○木村委員 61ページをお願いします。

9目ですけれども、この中の農地集積対策費について伺います。その中の19節の経営転換協力金150万円計上されておりますけれども、これは農地を貸す側、出し手側に対する支援だと思いますけれども、農家1戸当たりこの制度によれば、貸付面積が5反歩以下の場合30万円、5反歩から2町歩の場合50万円、そして2町歩を超えた場合は70万円となっているわけでありましてけれども、これは国から市町村への交付単価でありますけれども、蓬田村ではこの額をそのまま対象農家へ適用するのでしょうか。

そしてまたもう1点、この申請の時期はいつからいつまで行うのか。

そしてもう1点、この事業の中で位置づけられている中心的経営体というのはどういう農家を指すのか、この3点について答弁を求めます。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 お答えします。

まず、経営転換協力金でございます。これは農地を利用する方というふうに解釈してもらって結構でありますけれども、先ほども言われたとおり、5反歩で30万円がかたまっています。基本的にはこの単価で3月23、24日、北部、南部で説明会を開きますけれども、この額を基本に。ただ、農地の排水のぐあいが悪いとなれば、その分を工事費にちょっと回して、残りを利用される方にお支払いになられるのかどうかになりますけれども、基本的にはこの額でいくということで、前回も説明をしていますので、これでいくようにさせていただきます。

それで、時期でありますけれども、国、県の方から要綱、要領がまだ出てございません。それに本当の詳しいQ&Aとかまだ来ていない段階であります。いずれにしても4月から各地区を本当は回りたいということをやっと前からしゃべっているわけですので、1集落当たり大体半年ぐらいかけていきたいと。8集落ありますので、これを一通り計画するということになれば、やっぱり2年ぐらいかかるようになるとは思いますけれども、いずれにしてもどうしてもうちの方の地区を最初に入れていただきたいと。要するに計画にのせないと、この給付金とか出ないわけですので、できるだけ、きょう明日というのはちょっと無理でございます。いずれにしてもその計画をつくって、承認されないと、なかなかこの制度にのれませんので、例えば4月1日から利用される方がいるとなった場合には、ちょっとこれは間に合わないというふうに考えています。（「あともう一つ」の声あり）

現在、担い手、あるいは認定農業者なりになっていただいている方で、現在例えば規模は平地で20町歩、30町歩、あるいは中山間地域で10町歩、20町歩というふうなパンフレットなんかを見てございますけれども、今現在、例えば専用でやられている方で、後継者のいる方もいるでしょうし、いなくても共同でやっている方もいるでしょうし、それらの方がまず中心的な経営体というふうな解釈で結構だと思います。また、これは例えば、私が例えば高齢で、もうあと何年もないとなれば、経営を移譲される方がいればそれはそれで結構ですし、例えば息子さんと一緒に農業をするとやってきたけれども、あと息子さんに任せるとかですね。その息さんが例えば地域で共同でまたやっていくという考え方もできるでしょうし、一人で何十町歩もやっていくということもこれはできるでしょうけれども、いずれにしても、そういうまずやっていくという方たちがまず経営体というふうにご考えていただいて結構かと思います。以上です。

○藤田委員長 8番木村委員。

○木村委員 ここに国、県支出金471万7,000円、そしてこれがあるわけですがけれども、例えばこの経営転換協力金150万円が計上されていますけれども、もしそれに対処して立候補する人が多かった場合、この国、県では、この471万7,000円を超えても幾らでも出してくれるのか。それを1点と。

それから、この事業で受け手、農地を借りる側ですがけれども、それに対する支援、規模拡大加算、これは昨年から実施されておりますけれども、この平成24年度新たにこの事業の中で、要件の見直しということで、面的集積要件を大幅に緩和するというふうになっております。その緩和する、変わった状況の説明と、そしてまた変わった項目等について伺いたいと思います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 先ほど言いましたとおり、人農地プランをそれぞれの地区で作成してから制度にのるということですので、ここに計上している471万7,000円については、全部交付金でございます。ですので、例えば新規就農であれ、集約であれ、あるいは農地を手放して、農業をやめちゃうという方については、そういう制度にのれば、補正予算で我々の方も対応していきます。そういうことになります。

もう一つの方は……。

○藤田委員長 木村委員。

○木村委員 農地の改良、規模拡大加算についての要件の緩和。

○坂本産業振興課長 従来どおり今やっています戸別補償制度の中で貸し手側の方ですね。規模拡大加算がつくわけですけれども、これは白紙委任状をいただいて、農業委員会を通していないものでございますけれども、それは従来どおり戸別補償制度、転作の方では残っているというふうになります。今回の人農地プランについては、ここに書いてあります分散錯圃解消協力金50万円となっています。中心的経営体を担う方が農地を借りていても、あっちこちに点在すると、なかなか集約できないというふうなことになりますので、その中心経営体の方があっちこちに農地を借りたときに、その近くに、例えば隣接している農地を持っている経営している方がいるとなれば、その中心的経営の人にそこだけお貸しすると。そこは5,000円もらえると、要するに中心的経営者の方がそこを例えば1町歩借りたけれども、周りにそこしかないので、自分で集約できないと。この1町歩の隣に別な経営体もいて、田んぼがあった場合、ここを一緒にやりなさいと。私はほかから借りるからということで、移ったりすればまたそこで隣接する農地の所有者に協力金5,000円が出ると。その5,000円がふえると。今回のこの人農地プランでふえています。（「借りる側については」の声あり）借りる側の方については、従来どおりの2万円は生きていますので……。以上でございます。

○藤田委員長 8番木村委員。

○木村委員 今説明あったわけですがけれども、今までも借りる側、受け手の側ですね。これは10アール当たり2万円補助金をいただいたわけです。ただし要件があって、農地が隣接していなければならないと。こういう条件があったわけです。ことし新たな平成24年度のこの事業では、その要件を大幅に緩和するというふうに示しているわけです。ですから、私、ちまたの噂では、農地が今までは隣接していなければ、それは対象にならなかったわけですがけれども、この平成24年度の新しい事業は隣接していなくても例えばその地域の集落内であればいいとか、そういうふうな項目に変わったというふうに聞き挟んだんですけれども、実際のところ、果たしてこの緩和された項目というか、その内容というのはどのようになっているのかというのがこの間、説明会に行きましたけれども、わからなかったので、きょう聞いているわけですがけれども、その答弁をお願いします。

それから、もう1点、この農地集積の支援という、こういうふうな新しい事業が出たわけですがけれども、これは遊休農地を解消するというのがねらいであると思います。この新しい支援事業とあわせて、農業委員会では遊休農地解消のために、法制度を確実

に実施していくというふうになっております。そこで、我が村の農業委員会では、どのようなこの新しい事業と併設して向かっていくのか、その方針、方策を考えておりましたら、農業委員会の事務局長よりお聞かせいただきたいというふうに思います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 まず最初の1点目の規模拡大加算の地域以内ということでありましたけれども、委員おっしゃるとおりでございます。そういうことでございます。地域内でも2万円は支援できるというふうなことになります。

○藤田委員長 農業委員会事務局長。

○坂本農業委員会事務局長 今8番委員の木村さんからご指摘がありました遊休農地というのは、産業振興課の今の新しい事業とタイアップしながら、地元農業委員、あるいは農地振興組合長等の協力を得ながら、やはり耕作放棄地になる前の手助けを今後農業委員会、あるいは産業振興課とともに、新しい事業にタイアップしていきながら、ぜひこれは改正に向けた、平成24年度は、あるいは集団等を踏まえた形で、農家一丸となった形で整備していきたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 8番木村委員。

○木村委員 60ページをお願いします。

説明の欄の一番上、農地・水保全管理支払交付金負担金972万1,000円計上されておりますが、昨年と同じ額が計上されています。ことしは何か事業そのものが縮小されたというふうに聞いておりますけれども、実際のところ、幾らぐらいになるのか伺いたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 農地・水につきましては、本来ですと平成23年度で一応終わります。平成24年度から新たに5年間スタートするということが予算計上してしまってからある程度発覚したものでございまして、まだはっきり決まっておりません、額は。平成23年度の5割から7.5割の範囲内で事業を進めるということになってございます。ですから、972万1,000円、去年と同額を計上しているんですけれども、その後に、こういう状況が出てきましたので、恐らく700万円ちょっとぐらいになのかなというふうな気がしております。以上です。

○藤田委員長 8番木村委員。毎年この蓬田村内の各地区において、今までのこの緑保全隊の予算を利用して、各地区では5月1日前後、その地区によって違いますけれども、

通称セキネアゲと称して用水路の整備をこの予算で実施しています。しかし、平成24年度は、それができないというふうに伺っていますけれども、今ままでどおりこの予算を利用して、用水路の春の一番の整備はできないのか、あるいはこの予算を利用してやる方法はないのか、そこについて見解を伺いたいと思います。（「用水路ですか」の声あり）セキネアゲっていう。春先一番にやっている。

○藤田委員長 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

---

午前10時39分 再開

○藤田委員長 それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

建設課長。

○柿崎建設課長 私もちよっと勘違いをしております、先般会議を開きまして、総代会を4月1日とか、早目にやりたいというような団体も今出ております。それで、今雪もあって、平成23年度の予算でいろいろやらなきゃならない部分と平成24年度について、今ちょうど年度が変わり目でございますので、その辺の現金の云々くんぬんお金の  
については、細かい点については年度変わりですので、今県の方に確認をさせております。後ほどわかり次第お知らせしたいと思いますので、よろしくお願いします。  
（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。坂本 豊委員。

○坂本委員 61ページの先ほど木村委員から質問のあった経営転換協力金150万円について、木村委員に対する答弁の中で、この150万円はことし離農する方に対しては支払いが間に合わないというような答弁をしましたよね。この150万円という予算は、ことし離農する方に対して支払われないのであれば、いつ、だれに払うために予算計上したということになるのか、その辺を答弁お願いしたいと思います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 あくまでも人農地プランの計画書の作成が先でございますので、できるだけ私どもの方も、各地区を回りながら、早く作成できればいいなど。最初から完璧なプランはできるわけではないですけれども、遅くとも2年ぐらいいまではとまってきますけれども、2年まで待てないということも重々わかります。そういう意味ではできるだけ早く各地区回りたいわけですけれども、いずれにしても、その計画書ができて

からでない、制度にのせられないということだけはどうしようもないので、ご理解いただきたいと思います。

○藤田委員長 坂本 豊委員。

○坂本委員 離農する方というのは、高齢で頑張ってきている人がほとんどなわけですね。それで、ことしからも既に田んぼはつくれないということで表明している方も中沢では、私2名ほど知っています。そういう方に対して、この予算がつかないということは、私、非常に問題だと思いますけれども。これが来年、再来年離農する方の予算ということになれば、絵にかいたもちではないですか。先ほどの答弁では6カ月ほど1地区かかると言いましたけれども、そういうのきなことを言っていられないわけですよ。ことしもう既につくらないという表明をしている人がいて、機械も全部離しちゃっているわけですから。せっかくそういう方のための予算だと思うわけですね。これ平成24年度の予算ですよ。ですから、ことし離農する方に支払わないで、いつだれのための予算になるのかというふうになっちゃうわけですよ。そうでしょう。ですから、ことし離農する方ももらえるようにする制度にしないと、この予算が全然生きてこないわけですよ。来年その人たちが、ことしこの予算がもらえないために、ことし無理をしてつくるといふことにならざるを得ないということになるわけで、その矛盾というものをどのように解消しますか。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 先ほども申し上げたとおり、まだ要綱等も国の方から明示されていないわけでありまして、もちろん細々の細部までできていない状況であります。いずれにしても、もうぼちぼち雪が解け出して、種まきとか準備される時期に来るわけですので、私どもとしては、何としてもそういう制度でございますので、その計画書ができないとなかなかできないということだけしか申し上げられません。以上でございます。

○藤田委員長 坂本 豊委員。

○坂本委員 最後に確認します。

ことしつくられない離農する方、これから協議会などをつくってプランをつくるわけですね。そういう人たち、そのプランの中にそういうことしつくられない離農する人が入ってもらえるようにできるのか確認したいと思います。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 私は先ほど6カ月、半年と言いましたのは、一作できてしまうわけですね。そういうことでもありますので、一応目安は、先ほども言いました6カ月というのは、秋までですので、一作できてしまうので、一作できてしまっただと、その前に離農者となっても、なかなかちょっと無理が出てくるということでもあります。以上であります。

○藤田委員長 1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 私もそこを聞こうと思ったんですが、プランというのがいつまで決まって、その離農者がいつまでに自分がその届出なり、計画なりに入ればもらえるのか。何かその辺が曖昧で、実際は春にもう離農するというふうに決めてしまえば、種もみとか準備がすべてそこから始まるわけですね。だから、確かに計画を組んで、内容を決めるまでには6カ月間を要するんだというふうになるんですけども、そこでもらえない人が出てくるような事態だけは避けてほしいというふうには私は思うんですが、これは国、県の補助の関係もございますので、村だけの努力だけで果たしてできるのかどうか、もう一度そのところを十分確認した上で、今の離農者に対する手当をしてほしいものだというので、私は要望したいと思います。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、土木費、消防費で、65ページから72ページまでの質疑を行います。7番山館委員。

○山館委員 70ページの2目公営住宅の建設費について、二、三点お伺いいたします。

昨年平成23年度より、この住宅は建設されているわけで、今の3月いっぱいには完成ということになっております。したがって、この内容について二、三点お伺いしたいと思います。

それに先立ちまして、入居者募集の案内がされております。この内容について募集期間が3月31日までということになっておりますけれども、現在どのくらい入所申込みがあるのか、まずお伺いいたします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 申込者でございますか。申込者は今現在提出しているのは5名の方が提出してございます。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 5名ということは、今後の見通しとして15軒建設されているわけですけど

も、そのうちの5名しか今希望者がいないということは、あと15軒については、入居者の見込みとしてどういうふうな判断をしているのか伺いたします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 5名の方が申込みをしておりますけれども、申込用紙を受領していった方が16名ございます。

○藤田委員長 山館委員。

○山館委員 16名のうち5名ということは、後の方はこの入所要件に合わないということですか。そうすると、担当の方では、16名に5名ですから、21名の入所希望者が現在あるということでございますか。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 申込用紙を16名の方がもらっていったわけです。そして、その方のうち5名の方が申込書を役場に提出しているということでございます。ですから、あと11名の方は申込みをするのかしないのか、まだ31日までありますので、待っている状況でございます。

○藤田委員長 山館委員をお願いします。質問は1回に要件二つとか、三つとか、まとめて質問していただければ、回数も多くななくて、非常に簡潔な議事運営ができると思いますので、よろしく伺いたします。山館委員。

○山館委員 委員長から注意があったわけですがけれども、私、考えるに、3点に分けて、3回ずつ質問しようと思って、二、三点ということで申し込んでおるわけですがけれども。

まず、そうすれば、現在ことしも15軒の建設予定があるわけでございます。入所者がいないのにことしまた建設するということは、非常にこれは大変な結果になると思いますので、その辺で私が心配しているわけです。ということで、今後本年も平成24年度にも15軒の計画がされているわけですがけれども、合計30軒になりますので、現在16軒ぐらいの一応入居申込用紙をもらっているということは、希望者として取り扱ってもいいと思いますけれども、今後ことしまた15軒も建設するということになりますと、非常に空家が生じるのではないかと心配しているわけです。したがって、私が今質問しているのは、ことしの15軒は、どうしても必ずこれを実施するのか。平成23年度で建設、完成された部分に空家が生じて、またことしも15軒そのまま計画どおり進めていくのか、それが1点。

委員長から注意を受けておりましたので、それから一度に質問させていただきます。

完成までの計画にいきますと、ことしも15軒ですけれども、昨年度の残り部分、虫食いみたいにぼつぼつと計画されていますね、年度によって。この計画ですね。これは途中でもし万が一にも、50軒完成するまで全部入所してくだされば、これは非常にめでたい話なんですけれども、途中でことしもやるということになると30軒が建設された。しかしながら、半分ぐらいしか入所者がいないということになると、これは計画の延期ということも考えなければならないことだと思います。その時点で、この土地の利用価値、これはあっちこっち点在して、またことしやるところを、昨年やったところより残るわけですね。幾つかのころでしょう。それは順序に埋めていかれないものかと。その2点についてまず答弁願いたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 今年度平成23年度で3月31日までに15戸建設完了予定です。委員心配しているのもわかるんですけれども、平成24年度は15戸の建設は予定してございます。

次は、空家が出てやるのかということなんですけれども、この建設は今スタートしたばかりですので、低所得者のための公営住宅ですので、行政からいきますと、土地を買うなり、あるいはして家を建てるというのはかなり困難ではないのかなということで、そういう住宅の困窮者の方々に、一人でも多くの方々に住宅を提供したいということで、この計画を進めてきたところでありますので、平成24年度は計画どおりまた進めていきたいと、こう思っております。

それからもう1点ですけれども、ぼつぼつと言っていましたけれども、今計画している場所は、地盤が固いところから建てていきたいと思いますということで、そういうふうな場所になっております。以上でございます。

○藤田委員長 7番山館委員。

○山館委員 計画どおりやりたいということでございます。私が心配しているのは、途中で、例えばグリーントウンの場合もいろいろとあっちこっち点在されて、例えば販売が残った場合、その場合村内の有効利用するためには、片づけて、きちんと整頓して工事をしていくのが妥当だと思うわけです。例えば、残った場合、あっちこっち点在している場合にどういうふうな利用価値があるかということになるわけです。それを全部村民の負担になります。例えば、今建設を進めて30軒、ことしやろうとしていると思いますけれども、もし、入所者がなかった場合、それにかかわる管理費というのが非常にかかるものだと思います。したがって、私の考えとしては、やはり余り住民に負担がか

からない、ことし15戸を建設予定しているだろうけれども、内容の変更をやっぱりしながら、状況を見ながら、判断しながらできたものに対しては完全にその住民に全部利用してもらおうと。そういうやっぱり計画を進めていかないと、結局管理費とか、何とかで住民に負担がかかるような計画になってしまうと、これは大変なことになります。

それから、これからの住宅に対して、村民に対する利用者、建設するためには、やっぱり村民に入ってもらうために建設するという答弁でしたけれども、これは確かにいいんです。だけれども、だれでもかれでも入れると条件というのがこれからどうなっていくのか。例えば条件が緩和されていくのか、もし残った場合。だれでも入れるような条件になっているのか。それでも今の補助金の制度にマッチしてできるのか。その辺についてお伺いします。

○藤田委員長 建設課長の答弁を聞く前に、一つ申し上げます。

この住宅、別の件であればいいんですけれども、この村営住宅の質疑については、今建設課長の答弁をもって終りたいと思います。よろしく申し上げます。建設課長。

○柿崎建設課長 委員ご心配している計画倒れになるのではないかとということでご心配していると思います。そういう点も多々あろうかと思えます。ただ、先ほども私も申し上げましたように、やっぱり現在の社会状況を見ますと、この住宅困窮者の方々は、私は大変多くおられるのではないかと思っております。それで、村長初め、職員我々一丸となって、やっぱりそういう人たちを一人でもやっぱり救済していきたいと。そういう意味で今計画しておりますので、ご理解をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

条件緩和ですけれども、後ほど条例改正でお願いするんですけれども、公営住宅法の改正によりまして、条件が大分緩和されております。単身者及び若年層、こういう方々にも入居できるように公営住宅法並びに施行令が改正になって、今回、後でお願いしますが、条例も改正して、門戸が開かれております。以上でございます。

○藤田委員長 5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 70ページの山館委員が今申し上げた公営住宅建設工事費の中において、ちょっとお尋ねいたします。住宅とは少し離れたの関連ですけれども、蓬田グリーンタウンの売買跡地が若干残っていますが、事業としては売れたパーセンテージでいけば80%を超えております。となれば、これは失敗か成功かと簡単に言えば、成功なわけですね、80%以上。ただ、問題なのは、あっちこっちが散らかって残っているというのは、村として利用するにも非常に困るわけで、これと同時に今山館委員の質問の中で担当課

長は、地盤の固いところから手をつけていると言いましたよね。そうすると、飛んでしまうわけですね、土地が。土地が飛んでしまうということは、後で住宅建設用地として、村が用意していますから、これをまた別な残ってしまっ、例えば事業の延期とか、さまざま見直しがかかった場合、何にじゃあ後で利用しようかというふうに、また問題が出てくるわけです。そのときに半端な結局用地ですと、何の利用に、非常に村としても困ってしまうと思います。ですから、ただ、硬いところは当然これ建物を建てるのに下の地盤が弱いところを選んで建てる人はだれもいませんけれども、ただ、弱いところにパイルを打って、締め固めて、固くするというさまざまな今は工法があるわけですね。ですから、そういうのをいながらも、やはりきちんと万が一のときに備えた、そういう事業方法を選んでいただきたいと思います。まずこれが1点。

あと、課長が今申し上げましたけれども、住宅困窮者というふうなことを言いましたけれども、これの第一目標は人口増加をねらっている事業だと私は解釈しておりますので、これが人口を増加のそういう道をたどったコマーシャル、宣伝等やっているのか、全体に県内とか、市内とかに、そういう点、この1点、あわせて2点お伺いします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 場所の問題ですけれども、残ったらというふうな、確かにそこも考えなければいけないかと思います。でも、私たち、我々が今計画しているのは、50戸の住宅の需要はあるであろうというふうなことで考えて進めております。ただ、万が一のことを考えるということですので、そういう場所的な建築の位置について、もし可能であれば、そういう万が一のことを考えて、先ほど山館委員もおっしゃったように利用しやすいようにできるのであれば、ちょっとコンサルの方とも協議をしてみたいと思います。

それからもう1点ですけれども、今委員、人口増加のためということですが、公営住宅は、結果的には我が村の人口増加につながりますけれども、公営住宅はあくまでも人口増加が目的ではなく、住宅に困窮している方々の救済ということで進めております。ただ、それが結果的に50戸にみんな入れば、それだけ蓬田村の人口がふえるということに結果的にはなりますけれども、あくまでも公営住宅建設の目的は、そういう住宅に困っている低所得者の方々を少しでも多く救済したいということになっておりますので、そういう方向で進めております。

また、PRの関係ですけれども、今、チラシだけで終わっております。これは私の不

手際もあったんですけれども、今後、いろいろなご意見もありますので、再度、そのPRの方法を村内外に広く知らしめるために、どういう方法がいいのか、再度考えさせていただいて、いい方法を探してPRしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○藤田委員長 5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 最悪のとき、万が一という言葉を使ったのは、これは行政ですから、やはりいざどっこい最悪のときを想定した、そういうことも考えて進めて、事業というものはやらなければいけないと思います。民間の事業とは違いますので、その辺は当然だと思います。ですから、再度申し上げますが、残った暫定土地というものを十分その後も活用できる。そういう考えで進めていかなければならないと思います。そうでないと、最終的にこのような方法で、ほら見ると、だれがじゃあ責任をとるんだといったときに、非常に困るわけです。そのことを強く申し上げておきたいと思っております。

そしてまた、PRに対しては、村内外にやはり十分地域住民だけに提供するのではなく、そうでないとこの人口減少の今どこの地域でも過疎地に現在なっておりますので、そういうのに歯どめをかけながら、人口増加をやはり図っていくためには、内外に幅広くPRをして、よそからの人口増加をねらっていかなければならないと。これを申し上げて質問を終わります。

○藤田委員長 4番坂本 豊君。

○坂本委員 最初に68ページの融雪施設管理運営補助金とありますけれども、ここでちょっと関連して質問したいと思います。実は瀬辺地駅の通り、駅から国道に来るのに下り坂になっているわけです。バイパスの取り付け道路もそこは通っていますので、ロードヒーティングの必要性が住民からも出されているので、ここへの設置が検討できないか答弁をお願いします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 即答はできませんけれども、あそこを通勤、通学の方々、私も若いときはよく子供を連れて行ったんですけれども、今回もあそこをたまに通ってみますと、げじゃげじゃになって大変な状況になって、すぐ除雪隊に除雪させているところでございます。今即答できませんけれども、あそこはやっぱり駅に通う老人の方々、あるいは高校生、中学生がおりますので、ちょっとここは検討させていただきたいと思っております。

○藤田委員長 坂本 豊委員。

○坂本委員 何とか前向きにロードヒーティングの建設ができるように努力していただき

たいと思います。事故が起きたら大変ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、70ページの公営住宅建設工事について、二つお聞きします。

昨年、入札が行われたわけですが、2社ほど村外の業者が入っていましたけれども、できれば村内にはたくさんの建設業者がいますので、できるだけ村内の業者だけで落札できるようなシステムができないのかどうか、答弁をお願ひしたいと思ひます。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 現在、我が村には6社、業者がございます。今平成23年度、これは青森市から2社、外ヶ浜町からと全部で11社で入札したわけですけれども、村内だけだと、これはちょっと対応できない状況です。今回も物件が五つの物件ございます。村内だけだと、6社がやりますと、最後の物件が1社か2社になってしまいます。それと、あんまりまた5物件に対して村内の6社だけの入札となれば、ちょっと入札できるような状態ではないのではないかとということで、平成23年度もそうだったんですけれども、今年度もやっぱり近隣から指名せざるを得ないのではないかなというふうには思っございます。村内だけではちょっと入札は無理な状況だと判断しております。

○藤田委員長 坂本 豊委員。

○坂本委員 ちなみに、昨年の落札価格とか、そういうのは公表しているんですか、公表できるのかについて答弁をお願いします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 落札価格ですか、これは公表できると思ひます。

○藤田委員長 坂本 豊委員。

○坂本委員 もう1点でありますけれども、公営住宅が今先月から入居募集しているわけですが、その申込用紙をここにおられる課長たちは見たことかあるかどうか、もし、見たことがある人は手を挙げていただきたい。総務課長だけですか。あとの課長たちはいんですか。この申込用紙を見た瞬間に、まず最初に、住所が印刷してあります。蓬田村大字になっているわけで、村外の人がこれを見たときに、村外の人を対象外というふうに感じてしまうわけですよ。係りの人に聞きましたら、これは青森市から書いてよろしいですよというふうに、説明をしました。ですが、書類を見た瞬間に、村外の人を対象外だというふうに感じてしまうわけです。そういう説明をしているのか。それとも、申込用紙を見た瞬間に、非常に細かくて、入居の条件が絞られていて二の足を踏んでしまうというふうには私は感じました。それでなくて、もっと簡潔に入居者が気軽に申し込

めるような用紙にすべきだなと思ったわけで、提案したいと思います。

ちなみに余談ですが、原子力発電所の損害賠償で、東京電力が損賠賠償をする様式が160ページにわたって、細かな請求書を出しましたよね。一般の人は書けないですよ。弁護士かだれかでないと書けないような、そういう書類。それには到底及びませんけれども、今回の申込用紙裏表で、びっちりあの条件がつけられているので、もっと簡潔に気軽に申し込めるような様式にできないのかどうか、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 久慈委員のとおり、やっぱり申込用紙、余りにも細か過ぎて、一応担当者、申込の皆さんが来れば、中で細かく説明はしているんですけども、今委員おっしゃったように、大変面倒くさい、それから、住所も蓬田村になっていますので、今のご意見を参考にして、もっと簡潔に、わかりやすく、申請できるような方法を考えていきたいと思います。ただ、法的な制約もあるかもしれませんので、その辺もう少し、補助事業ですので、なければならぬ要綱については、やっぱり削除できませんので、その辺をちょっと検討はしてもらいたいと思います。何とか簡潔な、わかりやすい申込書にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○藤田委員長 坂本 豊委員。

○坂本委員 その用紙は今3月31日まで一応締め切りになっていますけれども、今月中に書き直し、作成し直すということはできるのかどうか。最後にお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 もしも可能であれば、直したいと思いますが、ちょっといろいろな条文もありますので、今月の分にはちょっと間に合うかどうかわかりませんが、ちょっと検討させてもらいます。申しわけありません。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。久慈修一委員。

○久慈修一委員 68ページをお願いします。

私からまとめて二つほどお聞きします。

68ページに

(テープNo.2 A面からB面)

新車で買うという意味ですか。まずそれが1点です。

それから、融雪施設管理運営費補助金とございますけれども、これは融雪溝を設置している各地区に対してどういう基準でこれを補助するのか、お知らせいただきたいと思っています。まずは2点お願いします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 除雪機、ホイールローダーの購入につきましては、現在使っているローダーをリース期間、今月の30日までですけれども、それが終わったら、予算の議決をいただいてから、この今使っているローダーを購入したいということで進めていきたいと思っております。

それから、融雪施設管理運営費、これは現に融雪溝を設置して稼働している自治会に、電気料の半分を5年間助成するというところでございます。以上です。

○藤田委員長 久慈修一委員。

○久慈修一委員 そうすれば、公営住宅建設についても1点ご質問いたします。

実はチラシが回りました、村民の方々から私のところにも電話が来ました。その内容は「おらだち入れば何ぼだべと、何もチラシさ書かさないところで、おらだち入れるんだべか」という質問の内容が3件ありました。やはり先ほどいろいろな委員の質問の中にもありましたように、もっとやっぱりわかりやすくしないと、申し込みもできないということが出てまいります。この住宅の使用料について確かに入りたいという人が行けば、役場で手持ちの資料で試算してみることも可能かもしれません。しかし、その前に住宅使用料の基礎となるいわゆる住宅近傍の価格というものが計算されてくるわけですから、それに従って所得区分に応じた住宅の使用料というものをあのチラシの中に入れて、やっぱり申し込みをさせるようにした方が、住民にとってはわかりやすい。使用料がわからないのに申し込みをしてくださいという形では、とてもチラシとしての要をなさないと言え失礼ですけれども、その辺は、今後またチラシをつくって、村内外にまくということでございますから、このところはぜひこうしていただきたい。現在5ランクに分かれていて、収入の制限も入っていますので、そういう見たらぱっとこうわかるようなチラシの方法にしていきたいと思いますと思いますが、いかがなものでしょうか。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 委員おっしゃるように、料金についても確かにいろいろ考えました。ただ、やっぱり相当ランクも細かく、前にやっていたので、担当していたのでおわかりだ

と思うんですけども、あの表を全部つくって、それからその住宅の坪数といいしょうか、そういうものをこの場合はこうでこうだというのを細かく明示しなければならないのではないかと。そうなれば、かえって見た人も、じゃあ私はこれはどこになるのかなとか、かえってまた本人に迷惑をかけてしまうのかなということで、来た時点で、例えばその方の収入とか、あるいは扶養状況とか、あるいはどの住宅を選択したいのかということで、やっぱり額も違ってきますので、そのとき細かく説明をしたいということで、今回、かえって混乱させるのではないかなという思いで、外しました。ただ、今委員おっしゃるように、やっぱりそういうのも見て、各住宅入居希望者の方々がやっぱりそういうのもぜひ欲しいというのであれば、何かもう少し再度工夫して、わかりやすく入れた方がいいのかなと思っておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。検討していきたいと思います。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。

次に、教育費で、72ページから86ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

坂本 豊委員。

○坂本委員 75ページの小学校費のことでお聞きしたいんですけども、外壁のペンキがかなり塗りかえが必要な時期に入っていると見受けられます。この予算というのを探してもないので、ことは計上しないのかどうかお聞きします。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 小学校の外壁の塗装なんですけれども、新年度予算には要求しました。金額は1,300万円です。そして、どうしても財政が厳しいということで、カットになったんですけども、ただ、今後何かの財源が見つかり次第、のせていくというふうを選択はされています。それで、1年ではちょっと無理な金額なので、3カ年に今分けて設計はある程度、基本設計ですけども一応組んでおります。最初は400万円です。それから450万円、450万円ぐらいで計画を組んでおります。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 今坂本委員の外壁塗装工の予算計上がなされていないという質問の中でちょっとお聞きしてみますが、当時の教育委員の方々に学校建設のときに、この壁をあいうふうにしたら、周期的に色がさめて、結局塗装とかしなければならなくなる。だから別な方法にした方がいい。そういう意見があったというのは記憶にありますか。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 何か聞いた感じはあるんですけども、ただ、木造建設ということで、今の工法でやったと記憶しております。

○藤田委員長 久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 木造ですから、当然外壁も木造だろうというふうに一般常識ではそういうふうに気持ちを思うわけですけども、でも、さまざまなやはり公共施設、またはこういう大きい建造物を購入、建設する場合は、やはりすべてにおいてメンテナンスそのものの維持管理費とか、そこまでやはり算定したような部分もなければ、後々の結局維持管理費が膨らんでくるわけですよ。当時教育委員の人が私に、「覚えておけ」と。そうやって言ってくださって、「私たちはがわりは反対だったんだと。もし、こういうふうな質問があった場合はぜひそのところを確かめてください」と、はっきりと今でもその人に言われたのを覚えていますけれども、やはりここでどうにもならなかったのかなという思いもあるけれども、そういう意見は村長も教育課長もわからなかったのかな。今、3カ年にわたって結局1,000何万円かかるんですけども、3カ年にわたって何とか考えたいということで、その財源というものを今のところ、確保する。探しているみたいなことを言っていますけれども、やはりこういう事態になるわけですから、やはり教育委員の意見というのもやはりきちんとさまざま各種委員のことは聞いていただきたい。このように思います。

○藤田委員長 答弁要りませんか。（「結構です」の声あり）

ほかに質問ありませんか。

次に、86ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤田委員長 以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第14号平成24年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。35分まで休憩いたします。

午前11時27分 休憩

---

午前 11 時 34 分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

次に、議案第15号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○坂本教育課長 議案第15号給食センターの特別会計を説明します。

歳入歳出それぞれ2,814万7,000円とします。

1 ページをめくってください。歳入です。負担金1,150万2,000円、繰越金1,662万5,000円、繰越金2万円、合計2,814万7,000円。

次のページをお願いします。歳出も2,814万7,000円で行います。

それでは、6 ページをお開き願います。この中の昨年より164万円ほどプラスになっているんですけども、昨年、給食センターが新しくなりまして、昨年はデータが実績がなかったのが、こういう感じになっていましたけれども、ことし1年操業してみまして、実績を積み上げていきますと、164万円プラスになるということで、どの辺が昨年と違っているかといいますと、やっぱり需用費の⑤の光熱水費の、これはプロパンガスの金額がおよそ74万円ぐらいプラスになります。電気を使わずに、エアコンみたいな空調をやっているものですから、その部分は上乘せになるということです。それから、13の委託料です。今までここでやっていた給食センターはそのまま水を流していたんですけども、今浄化槽を通してやっていますので、浄化槽の清掃委託料とか、そういうのがおよそ89万円ほど上がっています。ということで、昨年はデータがなかったのが、今回は1年を通してこの予算でやるということで、そんなに補正とか、そういうのが出てこないというふうに考えております。以上です。

○藤田委員長 これより、歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第15号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○越田住民課長 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億5,546万2,000円で計上しております。

8ページをごらんください。8ページの国民健康保険税についてですが、一昨年来のホタテの被害の関係がありまして、税収入を一般と退職を合わせて1,946万6,000円の減と見ました。それに伴いまして、11ページの9款繰入金5節に財源補てん繰入金としまして1,554万1,000円を計上しました。

内容についてですけれども、15ページの1款総務費の中の19節負担金の二つ目です。青森県市町村税滞納整理機構負担金、これは新規のものでして、1万1,000円を計上しております。

それから、16ページ、17ページに関してですけれども、2款の保険給付費については、これは昨年と比べましてかなり減額しまして、一応例年並みに見込みました。

17ページの2款2項保険給付費高額療養費についても例年並みに戻しまして、200万円ほど減額しております。主な点は以上です。

○藤田委員長 これより、歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 毎年国保会計については、反対討論をしております。ことしも同じ理由です。

というのは、5,800万円ほど繰入金をしているわけですが、国保税そのものを幾らかでも1万円でも安くするというを私はいつも話をしているわけですね。そういう予算が全然組まれていないということで、賛成できない。よって、繰り入れをする一般会計にもその意味で反対したいです。以上です。

○藤田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第16号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号平成24年度蓬田村老人保健特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○越田住民課長 平成24年度蓬田村老人保健特別会計予算、歳入歳出それぞれ17万5,000円と定める。これは昨年並みと同じ額で計上しております。老人保健は、今は後期高齢者医療制度に変わっているわけですが、過年度の精算金とか、還付金とか、そういうのがもし発生した場合に一応特別会計として予算上計上した方が有利な点もありますので、そのまま設けております。以上です。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 討論ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第17号平成24年度蓬田村老人保健特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○柿崎建設課長 議案第18号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計の予算、平成24年度蓬田村の簡易水道事業特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億659万4,000円と定めたものです。

主なものといたしましては、8ページをお開き願います。一般管理費15節に非常用発電機点検整備工事費といたしまして199万5,000円、23節に長期債負担金利子合わせて7,229万8,000円を計上しております。以上です。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第18号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号平成24年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○越田住民課長 平成24年度蓬田村介護保険特別会計予算、歳入歳出予算それぞれ3億7,992万3,000円と定める。

主な点についてご説明いたします。8ページをお開きください。8ページ一番上、3款2項国庫補助金の昨年から見まして475万2,000円減額となっているものです。これはグループホームとかにつけるスプリンクラーの補助金の関係です。これは当初では見込みがありませんので、減にしております。

それから、次のページ、9ページ、繰入金の中で、4目その他一般会計繰入金、これは292万9,000円ほど昨年から見ても増になっております。これは職員給与並びに事務費的なもので増になっているものがここに反映されております。以上です。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 今回の介護保険特別会計には反対いたします。

理由は、この前の説明で今年度からの新たな保険料が引き上げになるという説明がありました。利用者にとっては、大変年金等から天引きされ、生活にもかなり影響するということで、そういう値上げに対しては、なるべくしないようにしていただきたいわけですが、そういう国の政策とか、役場関係の予算計上を見てもそういう考慮が全くなされていません。住民負担だけがふえるということであれば、やはり反対せざるを得ないということでもあります。以上です。

○藤田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第19号平成24年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○八戸総務課長 議案第20号平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成24年度の予算規模は2,421万円ちょうどでございます。

5ページをお開きください。1款財産収入1項財産売払収入として2,389万2,000円見込んでございます。これは現在未販売の区画が5区画ございますので、それに相当する金額を計上してございます。

次に、6ページ、お開きください。歳出でございます。現在、未販売であります5区画を販売するためのPR並びに区画の維持費等を見込んである経費でございます。具体的には区画の草刈り等の賃金、それからあと8目の報償費47万8,000円は、販売された場合、金額の4%を紹介された方に謝礼として交付するための経費でございます。それから、次に、12目役務費75万3,000円を計上してございます。これにつきましては、区画が販売された場合、その販売額の6%相当額をあっせん手数料として交付するための経費を見込んでございます。それからあと使用料及び賃借料6万9,000円につきまし

ては、グリーンタウンの区画並びに周辺の草刈りをするための草刈機の借上げ等を見込んだ経費でございます。以上でございます。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。久慈修一委員。

○久慈修一委員 私もちっと詳しい中身がわからないものですから、その中身についてちょっと伺いたいんですが、分譲地のこの12節の役務費、分譲地あっせん手数料というのが75万3,000円計上されてございます。昨年までは、101万1,000円を予算計上しておりました。この経費というのは、今総務課長から説明があったように、区画の6%相当額が売れた場合はその手数料として交付するというので説明があったわけですが、決算では売れても売れなくてもこの分は支出しているものですか。まずその点についてお伺いします。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 あっせん手数料につきましては、販売になった場合、その販売金額の6%をあっせん料として支払うということでございます。ですから、販売がなかった場合は支払はありません。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第20号平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○藤田委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○越田住民課長 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算それぞれ8,789万4,000円と定める。

主な点については、5ページをお開きください。3款繰入金1項一般会計繰入金の中

の1目昨年から見まして581万6,000円ほどふえております。これは歳出で見ますと、8ページの2款1項1目19の負担金補助及び交付金の中で、後期高齢者医療広域連合保険料等、これが2,792万9,000円、加えて療養給付費納付金が4,595万8,000円、これは広域連合から示された額であります。総じて医療費が伸びているということが要因となっております。以上です。

○藤田委員長 これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第21号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時00分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

予算特別委員長